

第6章 大綱・基本方針

第1節 大綱

史跡小笠原氏城跡は、室町時代から戦国時代までの間、信濃守護小笠原氏の居城として機能し、現在もその遺構を良好に残しています。また、発掘調査の成果から、井川城から林城への拠点移動の様子を確認することができます。こうした在り方は、戦国時代における列島規模の動きである平地の居館から山城への領主の拠点移動の状況を示す典型であるとともに、信濃を取り巻く軍事的政治的な動向を示唆するものと捉えることができます。そして、小笠原氏城跡と近世城郭である松本城と合わせることによって方形居館や山城を中心とした支配から、平地の拠点城郭を核とする支配へと、中世から近世に至る領主の支配構造の変化を一体的に捉えることができます。

こうした要素は、史跡小笠原氏城跡の本質的価値を示すものであり、次世代へ確実に継承していかななくてはなりません。そこで、本計画では、第5章において、保存、調査研究、活用、整備、運営・体制の観点で、史跡小笠原氏城跡の現状と課題の整理を行いました。これらの課題を克服し、史跡小笠原氏城跡が目指す将来の姿を、大綱として以下のとおり定めます。

- 1 信濃守護小笠原氏の拠点となった城跡を適切に保存し、時代ごとに特徴の異なる城館の姿を体感しながら、信濃における室町時代から戦国時代の歴史はもとより、我が国における領主拠点の移り変わりを学べる場として活用を図ります。
- 2 史跡小笠原氏城跡の本質的価値、魅力、調査研究の成果等を積極的に情報発信するとともに、市民に親しまれ、史跡の持つ魅力を伝えられる整備を行うことによって、多くの人から大切にされる史跡として次世代へ継承されていくことを目指します。

第2節 基本方針

1 保存

- (1) 史跡の本質的価値を次世代へ継承するために、周辺環境にも配慮した保存の方法を定めます。
- (2) 遺構保存のために必要な調査を行い、適切な保存の手法を検討します。
- (3) 史跡小笠原氏城跡を保存の中核としますが、史跡の本質的価値に関係する周辺環境についても保存を図ります。
- (4) 史跡の保存のために、必要に応じて史跡の追加指定や公有化を検討します。

2 調査研究

- (1) 史跡の保存活用のための調査研究を継続して行い、史跡小笠原氏城跡の本質的価値をより明確化します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡に関係する遺跡についても、調査研究を行い、新たな価値付けの発見に努めます。
- (3) 調査研究の成果は、史跡の保存活用に活かすとともに、積極的に公開します。

3 活用

- (1) 史跡の本質的価値、魅力、重要性を、多くの人に理解してもらえる活用や情報発信を行い、保存につなげます。
- (2) 史跡小笠原氏城跡をとりまく周辺の文化財や、松本城や山城等の城郭を始めとした関連文化財を広域的につなぎ、一体となった活用を行います。
- (3) 史跡に求められているニーズを把握し、地域や学校での学習、地域づくりの場、観光資源としての活用など、多くの人に活用してもらえる史跡を目指します。

4 整備

- (1) 遺構の保存を第一とし、史跡の本質的価値を多くの人に理解してもらえるよう、調査研究の成果や整備過程等の情報を発信しながら、段階的な整備を行います。
- (2) 史跡の景観に調和した整備を行うとともに、地域住民や見学者が安全・快適に史跡を見学、利用でき、市民に親しまれる整備を行います。
- (3) 室町時代から戦国時代の城館の姿を体感できる整備を行います。

5 運営・体制の整備

- (1) 土地所有者や関係する団体、機関と連携して史跡の保存活用を図れる体制を構築します。
- (2) 保存活用事業を行うに当たり、地域住民や関係する団体との連携を強化しつつ、事業の協働・支援を行います。

第7章 保存

第1節 保存の方向性

史跡小笠原氏城跡に関する発掘や文献史料等による調査を継続し、新たな価値の発見や、遺構の残存状況の把握に努め、適切な保存を行います。また、本質的価値に係る周辺環境についても、土地所有者や関係機関等と連携し、一体的な保存を図ります。さらに、史跡小笠原氏城跡の保存に対する考え方を、遺構の立地や周辺環境に応じて地区区分ごとに明示するとともに、史跡の現状を変更する行為及び保存に影響を及ぼす行為に対し、取扱基準を設定し、本質的価値が損なわれないよう、保存の手法を定めます。

第2節 保存の方法

1 地区区分の設定

史跡の地区区分は、史跡の指定範囲内を遺構の残存状況等により、A区及びB区の2区に区分します。

A区は、史跡指定範囲内で史跡の本質的価値を構成する主要遺構が確認されている区域です。B区は、史跡の指定範囲内で主要遺構の周辺を構成する区域とし、区分設定を行います。各城跡の区分は以下のとおりです。

(1) 井川城跡

井川城跡は、発掘調査成果から指定範囲全体をA区とし、B区を設定しません。

なお、保存の観点から、A区を土地利用の状況によりA-1区(民有地)及びA-2区(公有地)に細分します。

ア A-1区(史跡指定範囲内、主要遺構が残る民有地区域)

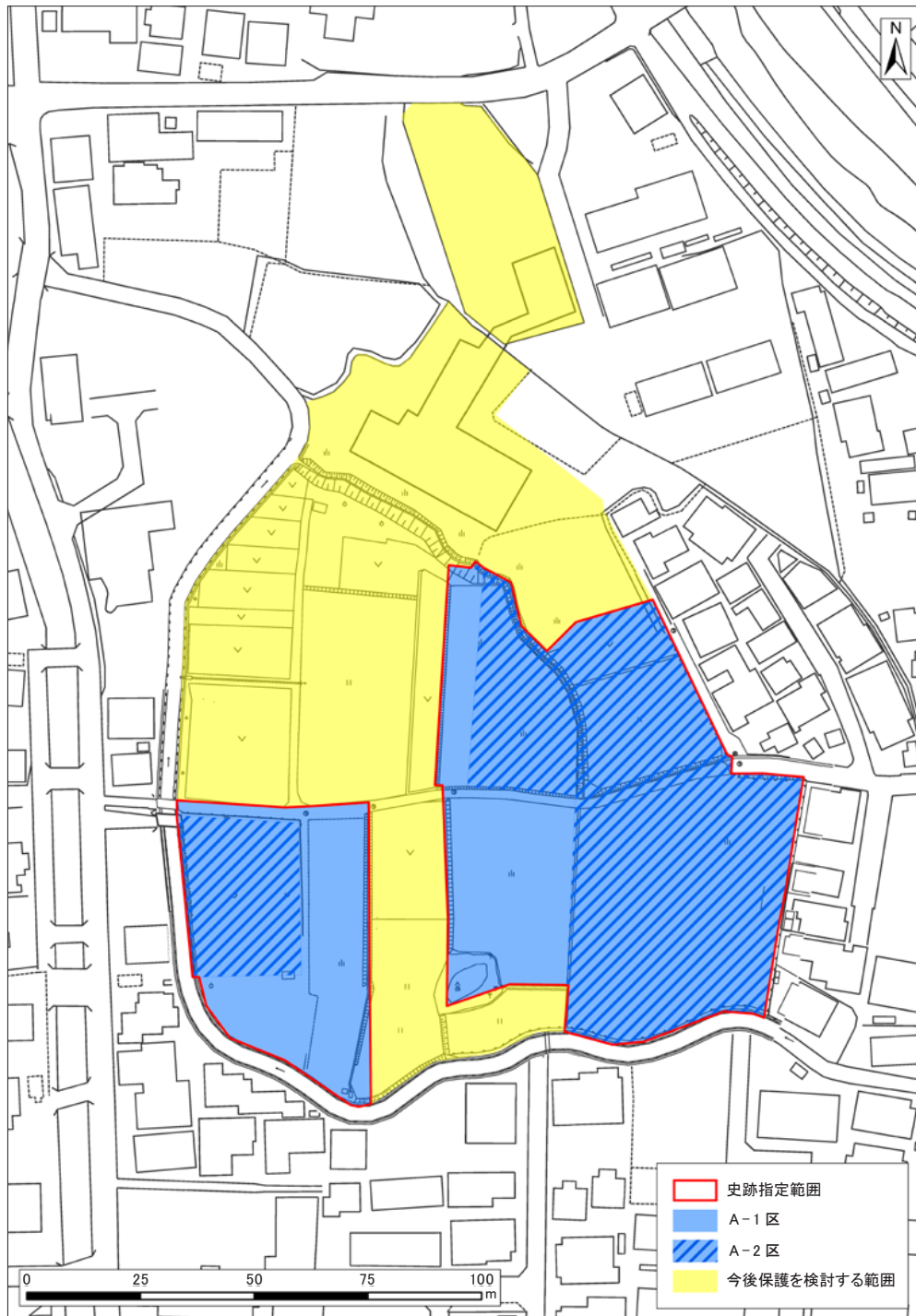
発掘調査により遺構が確認され、史跡指定範囲内に入っていますが、公有化されていない場所です。井川城跡で唯一地表に露出している伝櫓台跡や、建物跡が検出された2次6トレンチがこの範囲にあります。現状では、一部が畑として利用されており、物置等の工作物が設置されています。

イ A-2区(史跡指定範囲内、主要遺構が残る公有地区域)

発掘調査により遺構が確認され、史跡指定範囲内に入っており、公有化されている区域です。この範囲内には、堀状遺構や流路、整地面等の地下遺構が含まれています。

ウ 今後保護を検討する範囲(指定範囲外)

これまでの発掘調査で重要な遺構・遺物が検出されている、又は、遺構・遺物があることが推定できるものの、史跡に指定されていない範囲です。北側は松本市井川城保育園があり、その他は大部分が畑や水田として利用されています。



【図 51】井川城跡地区区分図

(2) 林城跡

林城跡は、広範囲に遺構が露出して広がることから、A区のうち、石積や土塁等の主要な遺構が集中する主郭（曲輪1）を中心とした範囲をa区、それ以外をb区に分け、区分設定を行います。

なお、大城には一部公有地が存在しますが、小規模であることに加え、保存上の地区区分を行う必要がないことから、1区及び2区の区分は行いません。

ア 大城

(ア) A-a区（指定範囲内、主郭を中心とした主要遺構が残る区域）

本質的価値を構成する要素の中で、石積や土塁等、本質的価値を構成する遺構が集中している区域です。

(イ) A-b区（指定範囲内、主要遺構が残る区域）

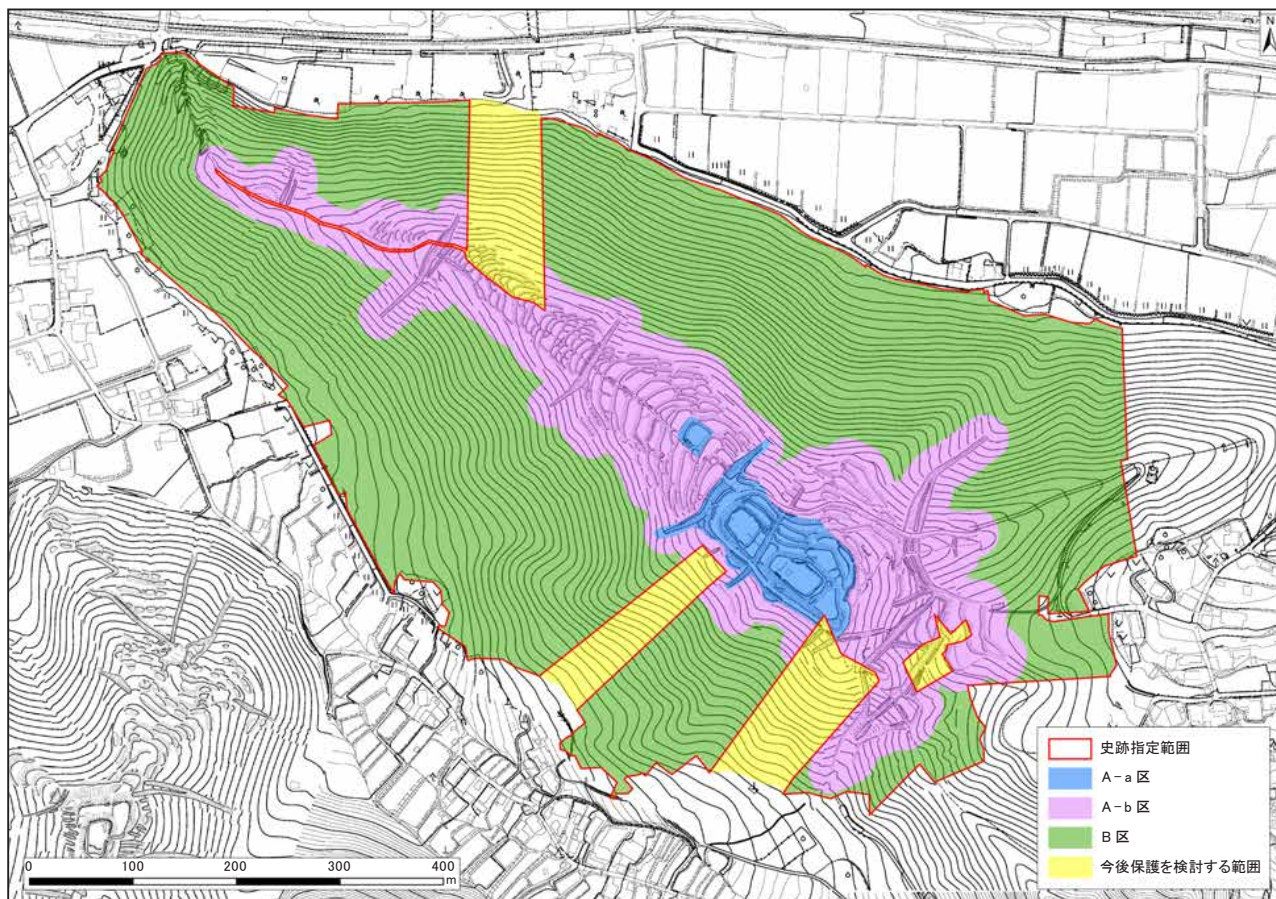
曲輪群や堀切から連続する塹堀等、本質的価値を構成する遺構が残る区域です。主要な見学路である、金華橋からの遊歩道や、橋倉からA-a区へ通じる道路が通っています。

(ウ) B区（指定範囲内、急傾斜森林区域）

史跡指定範囲内で城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構等が確認されていない、急傾斜の森林区域です。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっています。また、橋倉からA-a区へ通じる道路が通っています。

(エ) 今後保護を検討する範囲（指定範囲外）

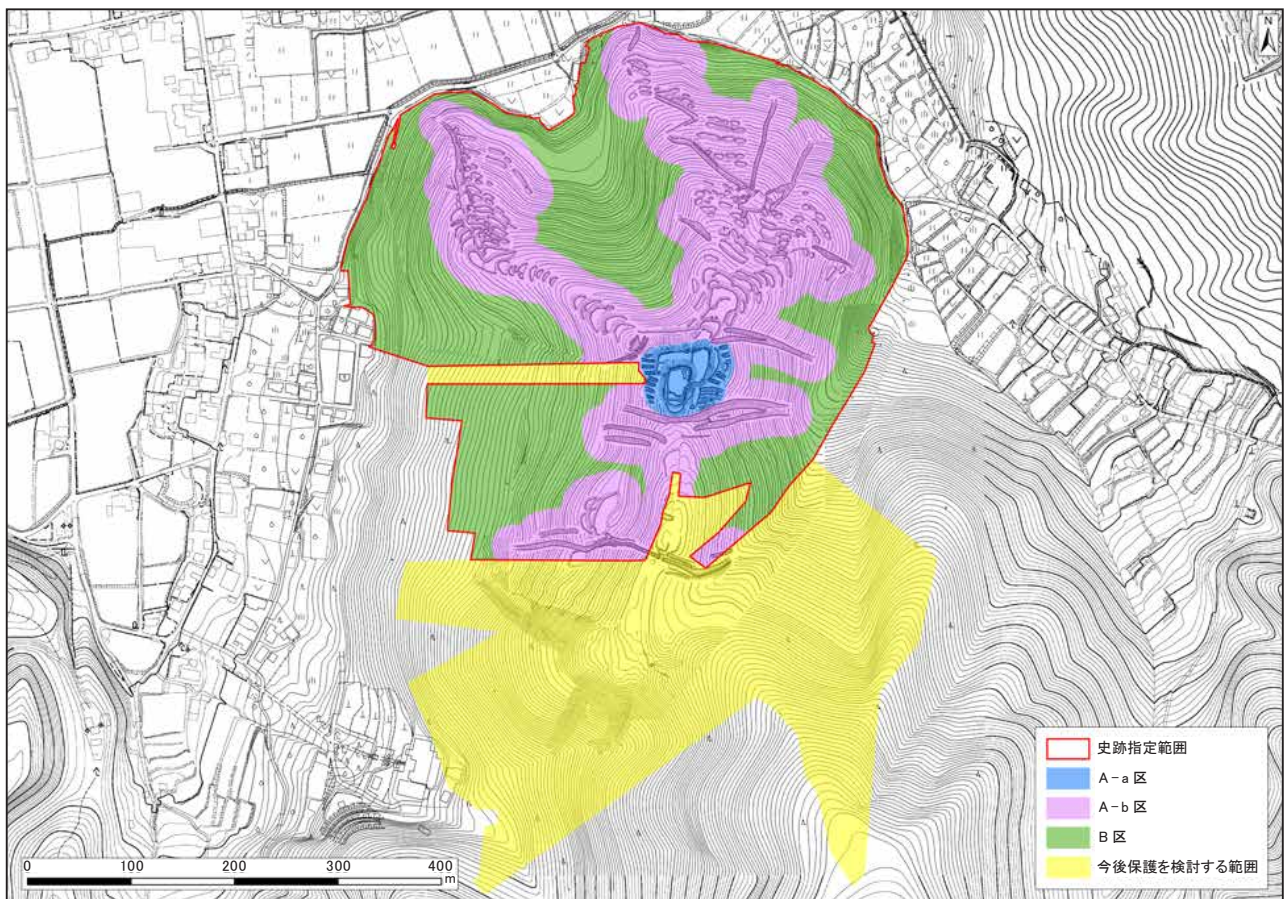
曲輪や切岸、塹堀等の遺構がありますが、史跡に指定されていない範囲です。遊歩道の一部はこの区域に入っています。



【図 52】大城地区区分図

イ 小城

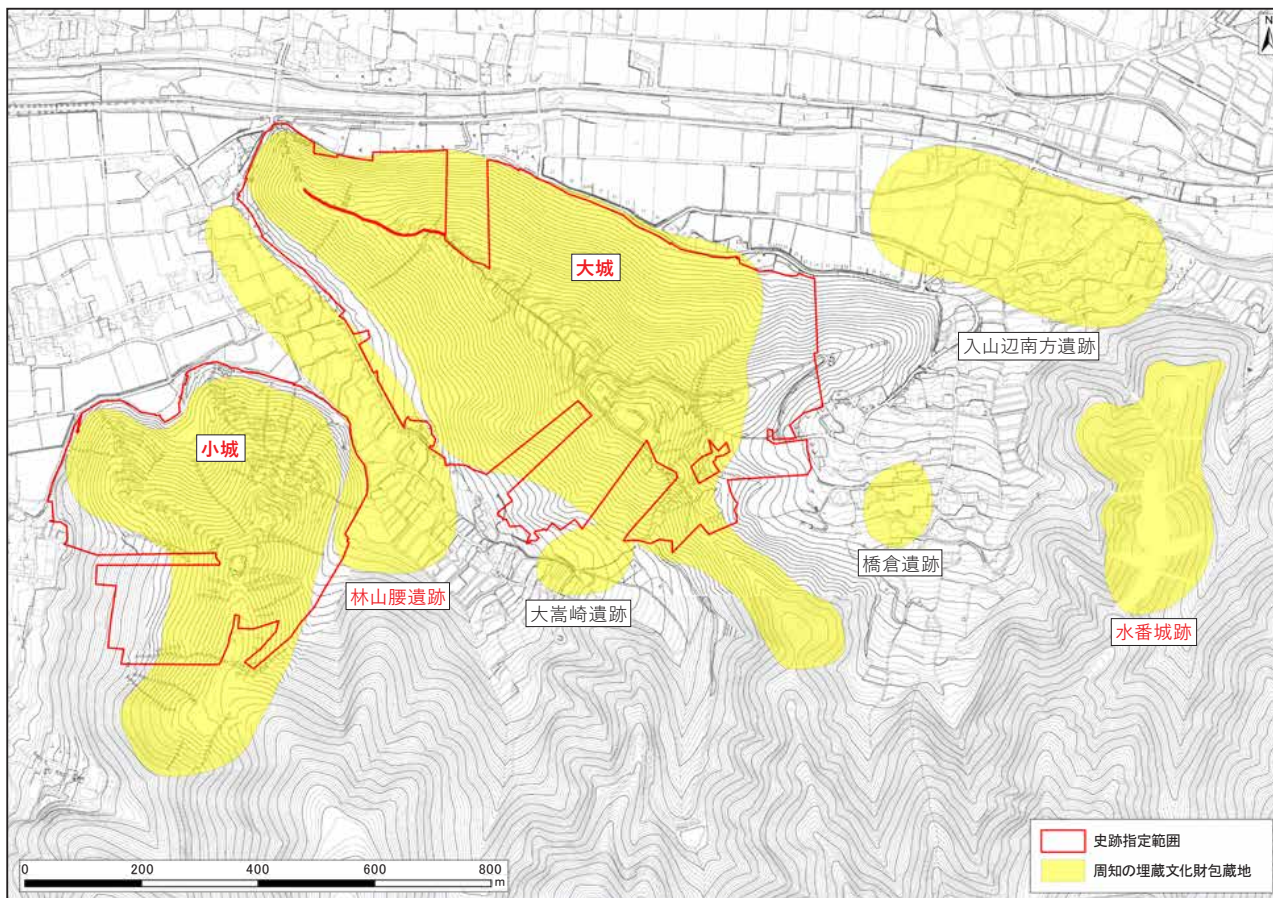
- (ア) A-a区(指定範囲内、主郭(曲輪1)を中心とした主要遺構が残る区域)
本質的価値を構成する要素の中で、石積や土塁等、本質的価値を構成する遺構が集中している区域です。
- (イ) A-b区(指定範囲内、主要遺構が残る区域)
曲輪群や堀切から連続する堅堀等、本質的価値を構成する遺構が残る区域です。
- (ウ) B区(指定範囲内、急傾斜森林区域)
史跡指定範囲内で城郭と一体をなす自然地形が残り、現状では遺構等が確認されていない、急傾斜の森林区域です。大半が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域となっています。
- (エ) 今後保護を検討する範囲(指定範囲外)
堅堀等の遺構がありますが、史跡に指定されていない範囲です。



【図 53】 小城地区区分図

(3) 周辺環境を構成する区域

周辺価値を構成する要素のC(I)にあたる林山腰遺跡及び水番城跡の周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲です。



【図 54】 林城跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地

2 各地区の保存の方法

(1) 井川城跡

【表 19】井川城跡の保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲内	A-1区 (主要遺構が残る 私有地区域)	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の毀損や滅失がないよう、遺構が検出された深さの周知を行うなどし、土地所有者(利用者)の理解、協力を得ながら適切な保存を図ります。 公共下水道等、周辺住民の生活等に必要な要素については、現状維持とします。 土地所有者(利用者)に理解と協力を得ながら、公有化を目指します。
	A-2区 (主要遺構が残る 公有地区域)	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の毀損や滅失がないよう適切な保存を図ります。 史跡の本質的価値に含まれない要素のうち、史跡の保存活用の支障となるものについては、関係者との協議の上、移転・除去などの整理を進めます。 公共下水道等、周辺住民の生活等に必要な要素については、現状維持とします。
史跡指定範囲外	今後保護を検討する範囲	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の中心部を含むことから、追加指定や公有化を検討し、遺構の保存を原則とし、土地所有者(利用者)の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図ります。 地下遺構の適切な保存を図るため、遺構が誤って毀損されないように、遺構が検出された深さの周知を行います。また、地下遺構に影響を及ぼすと思われる行為、構造物や工作物の設置については、土地所有者(利用者)の理解、協力を得ながら、地下の遺構の保存を図ります。

(2) 林城跡

ア 大城

【表 20】大城の保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲内	A－a区 (主郭(曲輪1) を中心とした主要遺構が残る区域)	<ul style="list-style-type: none"> • 日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。 • 石積は現状維持を原則とし、記録等を行った後、崩落した転石を含め適切な保存を図ります。 • 石積の崩落など毀損のおそれがある場合は、予防措置を図り、必要に応じて修理や復元の方法を検討します。 • 私道の運用について、土地所有者等の意向を確認しながら在り方を検討します。 • マウンテンバイク等の乗入れが確認されており、遺構の保存、見学者の安全確保の観点から、乗入れを禁止するサイン等を設置し、定期的な見廻りを行います。
	A－b区 (主要遺構が残る区域)	<ul style="list-style-type: none"> • 日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。 • 車両等の乗入れについて、土地所有者等の意向を確認しながら在り方を検討します。 • マウンテンバイク等の乗入れが確認されており、遺構の保存、地域住民や見学者の安全確保の観点から、乗入れを禁止するサイン等を設置し、定期的な見廻りを行います。
	B区 (急傾斜森林区域)	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として現状の地形を保存します。 • 大部分が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、近隣住民の安全を優先とし、関係機関と協力し保護を図ります。 • 車両等の乗入れについて、土地所有者等の意向を確認しながら在り方を検討します。
史跡指定範囲外	今後保護を検討する範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を求めながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護します。

イ 小城

【表 21】 小城の保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲内	A－a区 (主郭(曲輪1)を中心とした主要遺構が残る区域)	<ul style="list-style-type: none"> • 日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。 • 石積は現状維持を原則とし、記録等を行った後、崩落した転石を含め適切な保存を図ります。 • 石積の崩落など毀損のおそれがある場合は、予防措置を図り、必要に応じて修理や復元の方法を検討します。
	A－b区 (主要遺構が残る区域)	<ul style="list-style-type: none"> • 日常的な維持管理に加え、遺構の毀損やそのおそれのある箇所の把握を行います。
	B区 (急傾斜森林区域)	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として現状の地形を保存します。 • 大部分が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されていることから、近隣住民の安全を優先とし、関係機関と協力し保護を図ります。
史跡指定範囲外	今後保護を検討する範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 周知の埋蔵文化財包蔵地については、遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を得ながら、保護を図ります。 • 周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれない範囲については、土地所有者等の理解、協力を得ながら、遺構や景観の保護を図ります。今後の調査によって遺構が確認された場合は、周知の埋蔵文化財包蔵地に含めます。

(3) 周辺環境を構成する区域

【表 22】 周辺環境を構成する区域の保存の方法

区分		保存の方法
史跡指定範囲外	林山腰遺跡	<ul style="list-style-type: none"> • 遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護します。 • 史跡小笠原氏城跡との密接な関係が想定されることから、一体的な保存の方法を検討します。
	水番城跡	<ul style="list-style-type: none"> • 遺構の保存を原則とし、土地所有者等の理解、協力を得ながら周知の埋蔵文化財包蔵地として保護します。 • 立地等から林城跡との関係が想定されるため、調査を行った上で保存の方法を検討します。

3 植生管理

史跡保存の観点から、史跡内の植生を調査し、適切な管理を行います。なお、市街地に位置する井川城跡と山地に位置する林城跡では、植生の状況が異なるため、下記の点に留意して管理方法を検討します。

(1) 井川城跡

ア 史跡指定地内の休耕地は、近隣住民や見学者に支障が出ないように、除草などの日常管理を行います。

イ 遺構の毀損や周辺住民の生活に支障を与えるおそれのある樹木については、土地所有者等の理解、協力を得ながら管理します。

(2) 林城跡

ア 指定地内の樹木は、土地所有者や関係機関等と協力し、管理します。

イ 森林は、傾斜地を始めとした現在の地形を保全し、遺構の保存や見学環境の向上にも一定の役割を担っていることから、史跡の保存活用に支障がない樹木については現状維持を原則とします。

ウ 遺構毀損の要因となると認められる樹木や地域住民や見学者に危険性のある樹木については、伐採、せん定、枝打などの処置を行います。伐採は原則として伐根を行わず台切までとします。伐根については、地下遺構への影響が大きいことから、史跡の本質的価値に及ぼす影響と遺構の保存、活用、整備上の必要性を慎重に検討し、遺構面より上の範囲のみとしたり、必要に応じて発掘調査を実施する等、史跡への影響を最小限に留めることとします。

エ 松くい虫の被害木を始めとした枯損木は、遺構の毀損防止と来場者の安全確保の観点から、伐採等を計画的に行います。

オ 伐採した枯損木や風倒木等の残置は、史跡の景観に悪影響を与えるため、搬出等の処分方法を検討します。

第3節 現状変更等の取扱方針及び基準

1 現状変更等の対象となる行為

(1) 現状変更等について

文化財保護法（以下「法」という。）第125条に基づき、史跡においてその現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、文化庁長官の許可を必要とします。

「現状を変更する行為」は、掘削を伴う工事など、史跡に物理的、作為的変更を加える行為を、「保存に影響を及ぼす行為」は、重量物を積載した車両の度重なる通行など、物理的には史跡の現状を変更しないものの、将来にわたり史跡の保存に支障をきたす行為を指します。

現状変更等のうち一部は、法第184条及び文化財保護法施行令（以下「施行令」という。）第5条第4項の規定に基づき、松本市教育委員会が許可等の事務を取り扱います。この規定に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準として、「文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準」（以下「事務処理基準」という。）が定められています。

(2) 現状変更等の内容

史跡小笠原氏城跡において、松本市、土地所有者、管理者、農林業関係者等による以下の行為が、現状変更等として想定されます。

- ア 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- イ 工作物等の設置、改修、除却
- ウ 木竹の伐採、伐根、植栽、植樹
- エ 土地の掘削、切土、盛土等の土地の形状の変更を伴う行為
- オ 発掘調査等の学術調査
- カ 史跡の保存や活用、整備にかかわる行為

2 現状変更等の取扱基準

(1) 現状変更等の取扱方針

史跡指定地内で、史跡の本質的価値に影響を及ぼす現状変更等は、原則として認めません。ただし、保存活用に資するために計画される調査研究及び整備、史跡の管理上必要な行為のほか、土地所有者や近隣住民等の生活、農林業等の生業に関わるものや、公益・公共的施設、防災関連施設、便益施設、森林管理等に伴う現状変更等は、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるものは認めます。

許可にあたっては、史跡指定地内で行う必然性があること、史跡への影響が必要最小限であること、土地の形状の変更や景観に与える影響等が最小限であること等の条件を踏まえることとします。なお、地下遺構の遺存が予想される範囲内においては、必要に応じて松本市教育委員会による事前の発掘調査を実施し、その結果により必要に応じて計画の変更等により遺構の保護を図ります。

(2) 現状変更等の許可申請の範囲

史跡小笠原氏城跡における、現状変更等許可申請の対象となる行為は以下のものが想定されます。

ア 発掘調査等学術目的のための調査

史跡小笠原氏城跡の保存活用を目的とする遺構の保存を前提とした最小限の範囲の調査

イ 史跡の保存、活用、整備上必要な行為

- (ア) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識及び境界標等の設置
- (イ) 史跡の保存、活用、整備上必要な建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- (ウ) 史跡の保存、活用、整備上必要な工作物の設置、改築、改修、除却
- (エ) 学術調査の成果を踏まえた遺構整備
- (オ) 木竹の伐採、伐根、植栽、植樹
- (カ) 地形の改変

ウ 公益上必要な行為

- (ア) 電柱、電線、上下水道管等の改修、整備
- (イ) 既存の市道・里道及び私道等の補修
- (ウ) 落石防護施設等防災関連施設の整備

エ 土地所有者及び周辺住民の日常生活、生業、森林の維持管理に必要な行為

- (ア) 営農及び木竹の伐採、植栽、移植
- (イ) 建築物の新築、増築、改築、改修、除却
- (ウ) 工作物の設置、改築、改修、除却

(3) 松本市教育委員会が許可等の事務を取り扱う行為

法第125条の規定による現状変更等の許可が必要な行為のうち、法第184条及び施行令第5条第4項の規定に基づき、松本市教育委員会が許可、取消し、停止命令の事務を取り扱うものは下記のとおりです。これらの行為に対する許可事務の処理は、「事務処理基準」に基づいて行います。

ア 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有さない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築

イ 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る）。又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ウ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡の管理に必要な施設の設置又は改修

エ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

オ 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

カ 木竹の伐採

キ 史跡の保存のため必要な試験材料の採取

(4) 現状変更等許可を要しない行為

法第125条第1項ただし書の規定により、現状変更等のうち維持管理の措置を執る場合又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微である場合については、現状変更等の許可を必要としません。ただし、毀損が生じた際は法第33条による毀損届を、毀損箇所の復旧を行う場合は、法第127条による復旧届をそれぞれ文化庁長官に提出する必要があります。

維持の措置の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」に以下のように定められています。

ア 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

イ 史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

ウ 史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(5) 現状変更等に当たらない行為

現状変更等に当たらない行為として、今後予想される行為は以下のとおりです。

ア 改築等を伴わない既存施設等の維持管理行為、便益施設の維持管理に伴う措置（施設等の清掃・保守点検、簡易な補修、街灯等の清掃・保守点検、路面の清掃及び簡易な補修、柵等の補修）

イ 清掃、除草、植生の日常的な手入れ（枯損木処理、支障枝せん定、草刈等）等の日常的な維持管理行為

ウ 遺構面に及ばない深度の耕作、農業行為

3 地区区分ごとの現状変更等の取扱基準

(1) 井川城跡

ア A-1区（主要遺構が残る民有地域）

土地所有者や近隣住民等の生活に関係するものについては、遺構が保存でき、景観が損なわれない措置が講じられる場合は認めます。

イ A-2区（主要遺構が残る公有地域）

史跡の保存、活用、整備に必要な発掘調査等の学術調査及び工事等に関しては、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

(2) 林城跡

ア 大城

(ア) A-a区（主郭（曲輪1）を中心とした主要遺構が残る区域）

史跡の保存、活用、整備に必要な発掘調査等の学術調査及び工事等（森林整備を含む。）に関しては、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。また、森林の維持や遺構の保存活用に係る樹木の伐採、土地所有者の生活に関係する農林業等は認めます。

(イ) A－b区(主要遺構が残る区域)

A－a区と同様とします。

(ウ) B区(急傾斜森林区域)

原則A－a区及びA－b区と同様としますが、防災施設や鳥獣害対策等近隣住民の安全に関わる工作物の設置、改修については、必要に応じて遺構の確認調査等を行い、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

イ 小城

(ア) A－a区(主郭(曲輪1)を中心とした主要遺構が残る区域)

史跡の保存、活用、整備に必要な発掘調査等の学術調査及び工事等(森林整備も含む。)に関しては、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。また、森林の維持や遺構の保存活用に係る樹木の伐採、土地所有者の生活に係る農林業等は認めます。

(イ) A－b区(主要遺構が残る区域)

A－a区と同様としますが、防災施設や鳥獣害対策等近隣住民の安全に関わる工作物の設置、改修については、必要に応じて発掘調査等を行い、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

(ウ) B区(急傾斜森林区域)

原則A－a区及びA－b区と同様としますが、防災施設や鳥獣害対策等近隣住民の安全に関わる工作物の設置、改修については、必要に応じて遺構の確認調査等を行い、史跡に及ぼす影響が必要最小限であるもののみ認めます。

【表 23】現状変更等申請区分一覧

区分	想定される事例	行為	許可権者
建築物	<ul style="list-style-type: none"> • 便益施設等の建築物 • 農林業等の作業小屋 • 物置 	新築、増築、改築	文化庁
		除却（建築又は設置から50年を経過）	文化庁
建築物	小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有さない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。）で2年以内の期間を限って設置されるもの	除却（建築又は設置から50年を経過していない）	市
		新築、増築、改築	市
工作物等	<ul style="list-style-type: none"> • 東屋、ベンチ、物置、門、柵、鳥獣被害防止防護柵、カマ（地獄の釜）の覆い、祠、祝殿、石碑、墓石、通路板 • 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められていない標識類（遺構表示サイン、誘導サイン、その他説明板、保安林看板、砂防指定地標柱等） 	設置（土地の形状変更を伴うもの）、改修、除却（設置から50年を経過したもの）	文化庁
		設置（土地の形状変更を伴わないもの）、改修、除却（設置から50年を経過していないもの）	市
	<ul style="list-style-type: none"> • 落石防護施設（落石防止ネット、擁壁等） • 畦畔ブロック、畦板、後世の石積、土留め • 水路、排水溝 • 市道、里道、私道、遊歩道、見学路 	道路の舗装、修繕（土地の形状変更を伴うもの）	文化庁
		道路の舗装、修繕（土地の形状変更を伴わないもの）	市
	<ul style="list-style-type: none"> • 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に定められた標識類（標識、説明板、標柱、境界標、囲い、その他の施設） 	設置、改修	市
	<ul style="list-style-type: none"> • 電柱、電線、水管、下水道管 • その他これらに類する工作物（引込柱等） 	設置、改修（土地の形状変更が、最終限度のやむを得ない規模を超える場合）	文化庁
		設置、改修（土地の形状変更が、最終限度のやむを得ない規模を超えない場合）	市
木竹	<ul style="list-style-type: none"> • 史跡の保存活用、景観形成、防災上等必要な植栽 • 日常管理の域を超える面的な伐採 	伐採、植栽、植樹	文化庁
	—	伐根	文化庁
	<ul style="list-style-type: none"> • 支障木、枯損木等の伐採 	伐採	市
地形	—	土地の掘削、切土、盛土等の土地の形状の変更を伴う行為	文化庁
史跡の保存管理・活用・整備	<ul style="list-style-type: none"> • 史跡の保存活用及び整備に必要な、遺構保存を前提とした発掘調査等の学術調査 • 史跡整備に伴う工事等 	—	文化庁
	<ul style="list-style-type: none"> • 保存のために必要な試験材料の採取 	—	市

第4節 史跡の追加指定について

地区区分で今後保護を必要とする範囲として示した場所は、過去の発掘調査において史跡の本質的価値に係る遺構・遺物が確認されている、あるいは、本質的価値に係る遺構・遺物があると推測されているため、史跡追加指定により保護の万全を図る必要があります。追加指定に当たっては、現状の土地利用や土地所有者の意向を尊重し、史跡指定について理解が得られる場合は、土地所有者の同意を得て追加指定を進めることとします。

また、今後の発掘調査等の調査研究により、史跡の本質的価値に係る遺構・遺物の存在が確認又は、推定された範囲については、検討を行い、同様に追加指定を進めます。

第5節 指定地の公有化について

井川城跡は、中心市街地に位置し、積極的な保護を図る必要があることからA-1区の公有化を優先的に進めます。今後保護を検討する範囲についても、追加指定後に必要に応じて公有化を図ります。

林城跡は、大半が個人所有地ですが、山地に位置し開発等のおそれが少ないことから、現状維持を基本とします。しかし、今後の保存に当たり、重要遺構の保存や整備を行う必要のある場所については、土地所有者等の同意を得て公有化することを検討します。

公有化に当たっては、現状の土地利用や所有者の意向を尊重し、公有化について理解が得られる場合は、土地所有者の同意を得た上、実施することとします。

第8章 調査研究

第1節 調査研究の方向性

史跡を適切に保存活用するために、遺構の範囲や現状を確認するための調査を行います。また、史跡の活用、整備に必要な発掘調査の実施や、史跡指定地周辺の調査研究の実施を検討します。

第2節 調査研究の方法

1 指定地全体

- (1) 遺構を適切に保存するために、遺構の範囲や内容の確認調査、遺構の破損状況調査等を行います。
- (2) 遺構の復元、表示等の活用、整備に必要な情報を得るための発掘調査を行います。また、遺構への影響を最小限にするため、測量調査等の発掘調査以外の調査方法の実施を検討します。
- (3) 上記(1)及び(2)の調査では、有識者や地域関係者等からなる委員会を設置し、調査の計画、実施内容、調査方法、調査成果等について十分な審議を行います。
特に発掘調査については、史跡の重大な現状変更に当たることから、調査目的を明確にし、調査が史跡の本質的価値に及ぼす影響を踏まえ、最小限の範囲で発掘調査を行うよう、十分な検討を行うこととします。
- (4) 史跡小笠原氏城跡や周辺の遺跡等の歴史的環境について、絵図や文献史料での調査を引き続き行います。
- (5) 指定地周辺で史跡の本質的価値との関係が推定される範囲について、発掘調査等の調査を検討します。
- (6) 調査の現状や成果を発掘調査現地説明会や市ホームページ等で随時公開するとともに、調査終了後に発掘調査報告書を刊行し、学術的な成果を広く公開します。

2 井川城跡

既存の調査成果のほか、保存、活用、整備等のための調査が必要な場合は、発掘調査が未実施の範囲について、追加調査を行います。

3 林城跡

- (1) 遺構の範囲を確認するため、未調査範囲の縄張調査を行うほか、航空レーザー測量等の実施を検討します。
- (2) 史跡の保存、活用、整備等のために、整備基本計画に沿った発掘調査等を行うほか、埋没遺構や石積の内容確認の調査を行います。
- (3) 曲輪や石積等の地上露出遺構については、風雨等による浸食や崩落が考えられるため、現状記録や破損状況確認のための調査を行います。

- (4) 後世の開発等により改変された遺構について、戦国時代の山城の構造を多くの方に理解してもらえるよう絵図や文献史料等による調査を行うほか、必要に応じて発掘調査等を行います。

4 史跡の本質的価値に関連する遺跡

(1) 林山腰遺跡

既存の調査成果より、史跡の本質的価値との関係が深いことが想定されるため、発掘調査等の実施を検討します。

(2) 水番城跡

ア 史跡小笠原氏城跡との関係を明らかにするため、橋倉谷や南方地区を含めた周辺地域の調査を検討します。

イ 遺構の残存状況や構造を明らかにするための縄張調査や発掘調査等を検討します。

5 その他の要素（県史跡埴原城跡、山家城跡、桐原城跡）

史跡小笠原氏城跡と同時期の遺跡であることから、史跡の本質的価値との関係について、必要に応じ発掘調査や追加の縄張調査等を検討します。

第9章 活用

第1節 活用の方向性

郷土を代表する文化財として親しみを持ち、学校教育や生涯学習の場で活用してもらえるよう、史跡の本質的価値を体感できる環境づくりや情報発信を行います。また、周辺文化財と一体となった活用や様々な層への情報発信の手法を検討し、地域づくりや観光につながる活用を推進します。

活用に係る各種事業の計画、実施に当たっては、地元町会や保存団体など、地域住民との協働を行うことで、地域に根差した活用を図り、より多くの市民が参画できるようにします。

第2節 活用の方法

1 城館の構造（歴史的景観）を体感するための活用

林城跡は、石積、曲輪、堀切などの遺構が良好に残存しており、山城の構造を現地で見ることができます。こうした魅力を活用し、山城を攻める、守るといった観点からの体験型のイベントの開催等、楽しみながら城郭構造や歴史的景観を体感し、学ぶことのできる活用を検討します。

2 学校や生涯学習の場での活用

- (1) 出前講座の実施や現地での学習支援等、学校や生涯学習の場で積極的に活用してもらえる仕組みづくりを検討します。
- (2) 井川城跡と林城跡を結ぶウォークラリーや山城の立地を活用した自然観察を行う等、様々な視点での講座を模索し、幅広い層の方に史跡小笠原氏城跡を周知する取組みを検討します。
- (3) 講座等の実施に当たり、アンケート調査等を行い、ニーズに合わせて活用内容の見直しを行います。

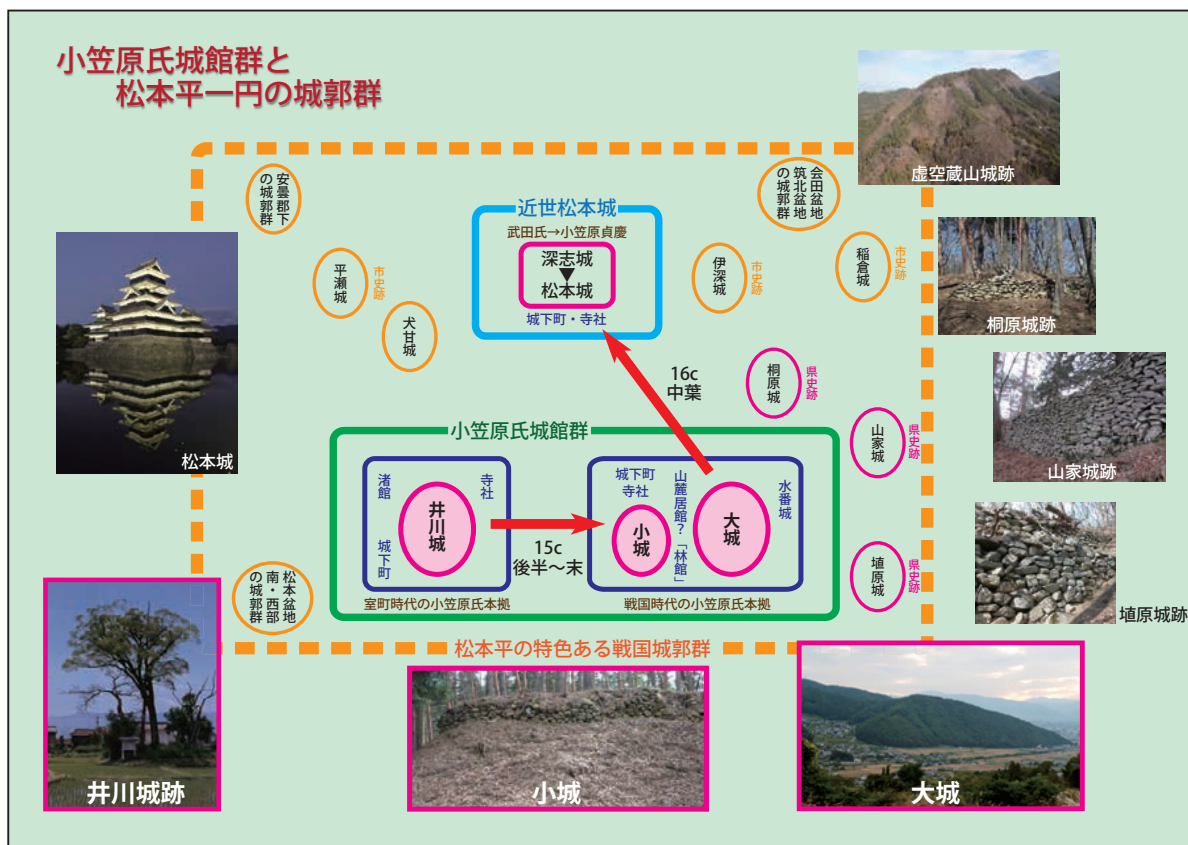
3 周辺文化財と一体となった活用（図 55、56）

- (1) 史跡小笠原氏城跡の理解を深め、地域の魅力や回遊性の向上につなげるため、関連する文化財や伝承地等を巡る散策ルートの設定、博物館等の周辺の関連施設との連携を検討します。
- (2) 史跡小笠原氏城跡周辺には、松本城を始め山家城跡や桐原城跡等小笠原氏の本拠を取り巻く関連した城跡が点在しています。来訪者に対し、史跡の本質的価値の理解や室町時代から戦国時代の城館の雰囲気を感じてもらえるよう、関連する城跡と一体的になった活用方法を検討します。
- (3) 史跡小笠原氏城跡にはガイダンス施設がないことから、松本市立考古博物館、山辺歴史民俗資料館、地域づくりセンター、公民館等の既存施設を活用したパネル展示等によるガイダンス情報の提示を検討します。史跡小笠原氏城跡、ガイダンス機能を持たせた既存施設、周辺の文化財を結び、回遊につながるよう留意しながら、史跡に関する基本的な情

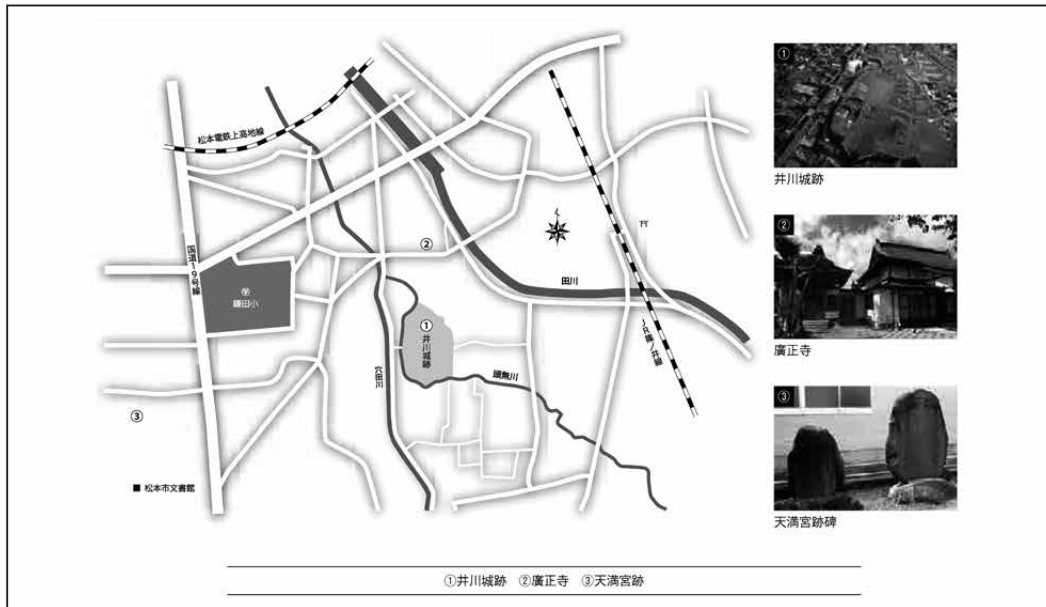
報の提示を行えるよう検討します。

4 情報発信

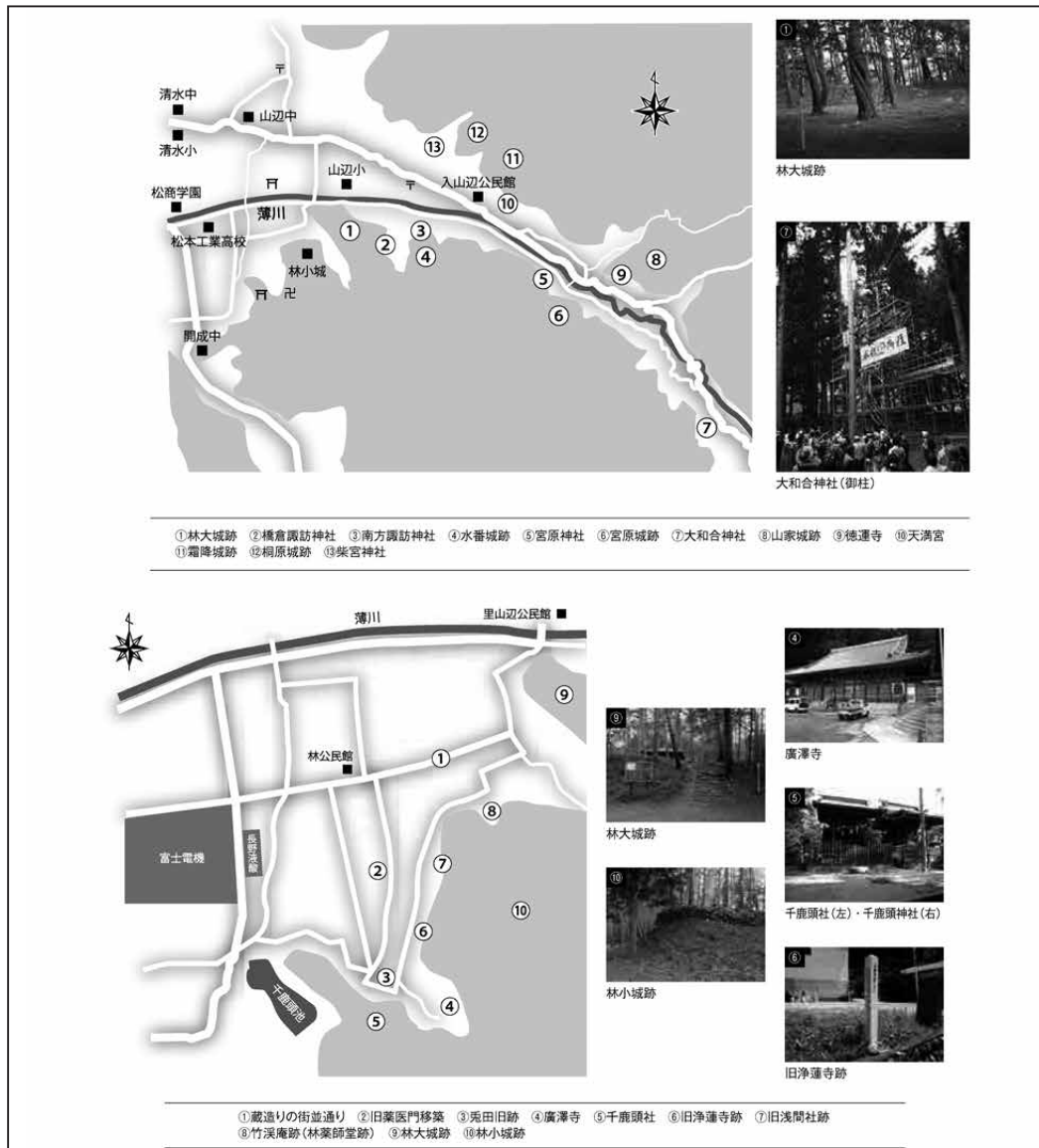
- (1) 史跡小笠原氏城跡への興味関心を高めてもらえるよう、史跡小笠原氏の魅力、調査研究の成果や整備の過程等をパンフレット、市ホームページ、SNS等により常時発信し、最新の情報を市民、観光客等と共有します。
- (2) 刊行物や市ホームページによる周知については、海外からの観光客も想定し、多言語化を図ります。
- (3) 史跡の本質的価値や歴史的な景観を体感できる情報発信の手段として、発掘調査等の学術的調査成果に基づいて復元した往時の姿を、スマートフォン等の情報端末に映像として提示することができるVR（仮想現実：コンピュータグラフィックス等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術）やAR（拡張現実：現実の風景にコンピューターで生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張しようとする技術）等の技術の利用を検討します。



【図 55】 小笠原氏城館群と松本平一円の城郭群（イメージ）



【図 56】『松本市歴史文化基本構想関連文化財群紹介ハンドブック』に掲載された井川城跡周辺文化財



【図 57】『松本市歴史文化基本構想関連文化財群紹介ハンドブック』に掲載された林城跡周辺文化財

第10章 整備

第1節 整備の方向性

史跡小笠原氏城跡の適切な保存と有効な活用を図るために、整備を行います。整備は、遺構を保存し、史跡の本質的価値を維持するための「保存のための整備」と、見学者が安全・快適に利用し、本質的価値を理解しやすくなるようにする「活用のための整備」に分けられます。

これまで述べてきたとおり、史跡小笠原氏城跡を構成する井川城跡と林城跡では、遺構の状況や史跡をめぐる環境の違いから、整備に対する要件が異なってくるため、まず全体的な整備の方向性を示した上、井川城跡と林城跡個々に保存のための整備と活用のための整備の方法を示します。

1 指定地全体

(1) 全体の方向性

ア 整備基本計画を策定し、整備の具体的内容、事業計画を定めた上、保存と活用の両面の調和を図りながら、計画的に整備事業を進めます。

イ 整備は、調査研究によって得られた学術的成果に基づいて実施します。史跡の内容確認や整備事業に必要な情報を得るための発掘調査を必要に応じて実施します。

ウ 事業を適切かつ効果的に実施するため、計画段階から有識者や地域関係者からなる委員会と、長野県教育委員会、文化庁の指導助言を仰ぎながら実施します。

エ 整備に伴う発掘調査の現地説明会や整備工事見学会等の開催、発掘調査や整備状況の情報発信を行い、史跡や整備事業に対する市民理解を得ながら事業に取り組みます。

(2) 保存のための整備

日常的な維持管理、経過観察を適切に行うとともに、現状調査や破損状況調査等の実施によって、修理を要する箇所や将来的に修理が必要となる箇所等をあらかじめ把握し、毀損の未然防止や計画的な毀損箇所の修理を実施します。

万一史跡の毀損が発生した場合は、速やかに被害の拡大防止措置を取るとともに、毀損の程度、発生原因等を把握した上、復旧の方法を検討し、必要な手続きを行った上、作業を実施します。

(3) 活用のための整備

史跡小笠原氏城跡の理解促進と歴史的景観の向上等のための整備、快適で安全な利用環境を提供するための整備、市民の憩いの場や地域の活動の場としての環境整備等の計画的な実施により、誰もが室町時代から戦国時代の城館を体感できる整備活用を目指します。

2 井川城跡

現在の井川城跡の史跡指定範囲は、発掘調査により確認された居館跡本体の一部にとどまっており、また、指定範囲の一部に民有地を含んでいます。井川城跡の遺構のほとんどは地下に埋没し、良好に保存されていますが、現地で中世の居館の姿を理解することは難しい状況です。

こうした現状を踏まえ、井川城跡の整備の方向性を以下のとおりとします。

- (1) 史跡の追加指定と指定地の公有化によって保存範囲の拡大を図りながら部分的な整備を実施し、公有化の進捗状況を踏まえて井川城跡全体の本格的な整備に取り組みます。
- (2) 中世の居館に対する理解を深め、歩いて体感できることを目指し、説明板等による基本的な情報の提示、遺構の平面表示や復元整備等による顕在化を行います。
- (3) 井川城跡は市街地に位置し、保育園も隣接していることから、市民の憩いの場や地域の活動の場としての活用が可能となるよう整備を進めます。

3 林城跡

林城跡は史跡指定範囲が広く、そのほとんどが山林となっています。石積・曲輪・土塁・堀切といった露出遺構が良好な状態で保存されており、城郭としての構造を現地で確認することができます。

こうした現状を踏まえ、林城跡の整備の方向性を以下のとおりとします。

- (1) 石積を始めとした露出遺構は毀損のおそれがあり、現状記録調査と破損状況調査に基づく保存のための整備に計画的に取り組みます。
- (2) 史跡指定範囲が広いことから、活用のための整備は遊歩道・見学路沿いや主要な遺構が集中している範囲を中心に実施することとします。
- (3) 林城跡を構成する特徴的な遺構に対する現地の説明板や、城跡の構造等に関する説明板の設置等によって史跡の理解を手助けし、遺構を見ながら戦国時代の山城を体感できるようにします。

第2節 整備の方法

1 指定地全体

井川城跡、林城跡に共通する事項は、以下のとおりです。

(1) 保存のための整備

ア 史跡標識及び境界標の設置

文化財保護法において設置が義務付けられている施設で、史跡地であることを示す標識、境界標が設置されていないため、設置します。

イ 修理

現状記録調査、破損状況調査を踏まえ、修理や毀損防止措置を計画的に実施します。必要に応じて三次元計測等による測量を実施して、遺構の現状を詳細に記録し、適切な方針を立案した上で修理を行います。また、方針と内容によっては、発掘調査を併用しながら修理を実施します。

(2) 活用のための整備

ア 案内・解説に必要な施設（サイン類、説明板）の整備

見学経路や注意事項等を案内するサイン類や、史跡及び史跡を構成する個々の遺構等に関する基本的な情報を解説する説明板は、見学者の動線や史跡の景観に配慮し、全体的に調和のとれたものとなるよう、設置対象、設置位置、仕様、解説内容、多言語対

応等を検討した上、計画的に設置します。

また、遺構表示や復元等の整備を補完し、史跡の理解促進を図り、見学者に室町時代から戦国時代の城館跡を体感してもらうため、VR・AR等の技術を利用した現地での情報発信について検討します。

イ 便益施設・管理施設・展示施設の整備

快適な見学環境や見学者が憩うことができる利用環境を提供するために必要となる園路、トイレ、東屋、ベンチ等の便益施設、史跡の保存のために必要となる管理施設の設置は、地下遺構や景観への影響を十分検討した上、行うこととします。

史跡小笠原氏城跡には、専用のガイドンス施設、駐車場がないことから、史跡指定地外への施設の設置を検討します。併せて、史跡内にある既存の東屋や周辺施設にガイドンス機能を持たせることや、既存施設の駐車場の活用、シェアサイクル等の自動車以外の交通機関の活用についても検討します。

2 井川城跡

(1) 保存のための整備

ア 遺構整備

(ア) 地下遺構

井川城跡の遺構の大部分を占める地下遺構のうち、適切な保護を行う上で必要となる場所については、盛土等によって保護層を設けることを検討します。

(イ) 伝檜台跡

現状では遺構の性格が解明されていないことから、今後、発掘等調査によって価値を明らかにするとともに、土壌の流失等が認められる場合には、適切な保護方法を検討します。

また、既存の樹木については、遺構への影響を調査した上、適切な管理を行います。

(2) 活用のための整備

ア 遺構表示・復元

復元に当たっては、発掘調査成果や同時期の類似遺跡等の情報に加え、自然科学分析によって得られた景観復元の成果を活用し、学術的な根拠に基づいた復元等を行います。

イ 案内・解説に必要な施設（サイン類、説明板）の整備

松本市等が史跡内や史跡周辺に設置したサイン類、説明板の維持管理を行い、必要に応じて修繕を行うとともに、更新について検討します。史跡内外のサイン類、史跡を構成する遺構の説明板が不足していることから、設置を検討します。

ウ 園路整備

今後保護を検討する範囲の追加指定、公有地化、遺構整備の進捗に併せ、段階的に園路の設置を計画します。

エ 便益施設の整備

史跡内に見学者が休息するためのベンチや東屋、トイレの設置を検討します。井川城跡にはガイドンス施設がないことから、東屋には模型や解説パネルを設けるなど簡易的なガイドンス施設としての機能を持たせることを検討します。

オ 排水計画

雨水や湧水によって水没し、立ち入れなくなる場所があることから、史跡の景観や遺構への影響を与えない範囲において排水路の設置、遺構平面表示や園路等における適切な厚さの盛土層や路盤層の確保など、史跡の水没を避ける方法を検討します。

3 林城跡

(1) 保存のための整備

ア 石積等の露出遺構の修理

現状維持を基本としますが、毀損した箇所において修理が必要と判断される場合には、調査成果に基づいて、毀損の拡大防止、毀損箇所の復旧、石積の積直し等の対応を検討します。

林城跡を始め、松本平の山城に特徴的な石積は、安土・桃山時代以降の城郭石垣と構造が異なっており、修理の技術的手法が確立されていません。類似の石積を持つ城郭における取組みも参考にしながら、石積の適切な修理方法について研究します。また、修理技術保持者育成の観点から、史跡松本城等の城郭石垣の修理経験のある地元石工との連携を図ります。

石積が崩落・毀損のおそれがある箇所については、毀損の進行防止、積石の転落・飛散防止を目的とするワイヤー工・ネット工等の実施を検討します。

イ 遺構保存のための樹木管理

石積、土塁等の遺構に悪影響を及ぼしている樹木や、倒木等により悪影響を及ぼすと思われる樹木を特定し、伐採等の管理を行います。

伐採については、伐採後の遺構、景観、眺望等への影響を事前に検討することとします。また、樹木管理に当たっては、現状調査等を実施した上、活用のための樹木管理も含めた管理方法を検討します。また、遺構や地形等の保存活用の観点から、樹木の面的な枯損が生じた場合の対応について検討します。

ウ 地形の保全

急傾斜地であり、落石や土砂崩落が懸念されることから、関係機関とも協議しながら、落石・崩落防止等の地形保全の在り方について検討します。

(2) 活用のための整備

ア 遺構表示・復元

現在、遺構が毀損している箇所や後世に改変を受けた箇所については、研究成果に基づき、本来の姿に復元することを検討します。

イ 案内・解説に必要な施設（サイン類、説明板）の整備

松本市や地元保存団体等が史跡内や史跡周辺に設置したサイン類、説明板の維持管理を行い、必要に応じて修繕を行うとともに、更新について検討します。

史跡内外のサイン類、史跡や構成する遺構の説明板が不足していることから、設置を検討します。

ウ 遊歩道・見学路の整備

大城・小城ともに、史跡指定以前から遊歩道・見学路が整備されていることから、今

後もこれを踏襲することを基本とします。

現在の遊歩道・見学路は、往時の城内通路とは一致しない箇所が多いと考えられることから、今後の調査研究により本来の城内通路が確認されれば、ルートの変更についても検討します。また、遊歩道・見学路の現状を確認し、遺構への悪影響が懸念される箇所については、修理やルートの変更を検討します。

大城の既存の遊歩道は、雨水等により浸食を受け、遺構への影響が懸念されるとともに、見学者も歩きにくく、早急な対応を必要としている状況です。そのため、こうした箇所や遺構への影響について調査を行った上、浸食部分への盛土、遊歩道部分へのステップの設置など、適切な工法を選定した上で整備を行います。

エ 史跡内(大城)を通る道路の整備

橋倉から大城へ続く道路(市道及び私道)は、森林管理に利用されており、史跡の保存行為のための管理用道路としても必要であることから、現状を維持します。市道の一部において山側の法面に浸食が認められる箇所については、庁内関係課とも連携し、修理等を検討します。

オ 便益施設の整備

大城に設置されている既存の東屋、ベンチについては、当面は現状を維持し、必要な修繕や老朽化したベンチの取替えを行います。

小城は東屋が設置されておらず、ベンチも1か所のみです。東屋、ベンチの今後の新設、取替えについては、地下遺構や景観への影響を踏まえて検討します。

トイレは、大城、小城とも設置されていないことから、史跡周辺を含めて設置を検討し、当面は仮設トイレの設置を継続します。

カ 活用のための樹木等管理

石積や土塁等の遺構やその周囲に雑草や樹木が生え、遺構が見えにくくなっている箇所があります。見学路沿いの箇所や遺構の見どころとなる箇所については、遺構に与える影響を十分に検討した上、除草や支障木の伐採や枝打ちによる遺構の顕在化を検討します。

また、現在は樹木が生育しているため、一部を除き史跡内からは周囲の眺望が得られません。史跡からの周囲への眺望は、山城の立地、構造等とも密接に関係する重要な要素であり、往時の山城からの景観を体感する観点から、史跡内から周囲への眺望の確保についても検討する必要があります。

第11章 運営・体制の整備

第1節 運営・体制の整備の方向性

史跡小笠原氏城跡を適切に保存、活用、整備するため、有識者や地域関係者からなる委員会の設置や、庁内及び関係機関等との運営・体制の整備を行います。また、地元町会や保存団体等との情報共有や連携協力を図り、地域と行政が一体となった史跡の保存活用を行います。

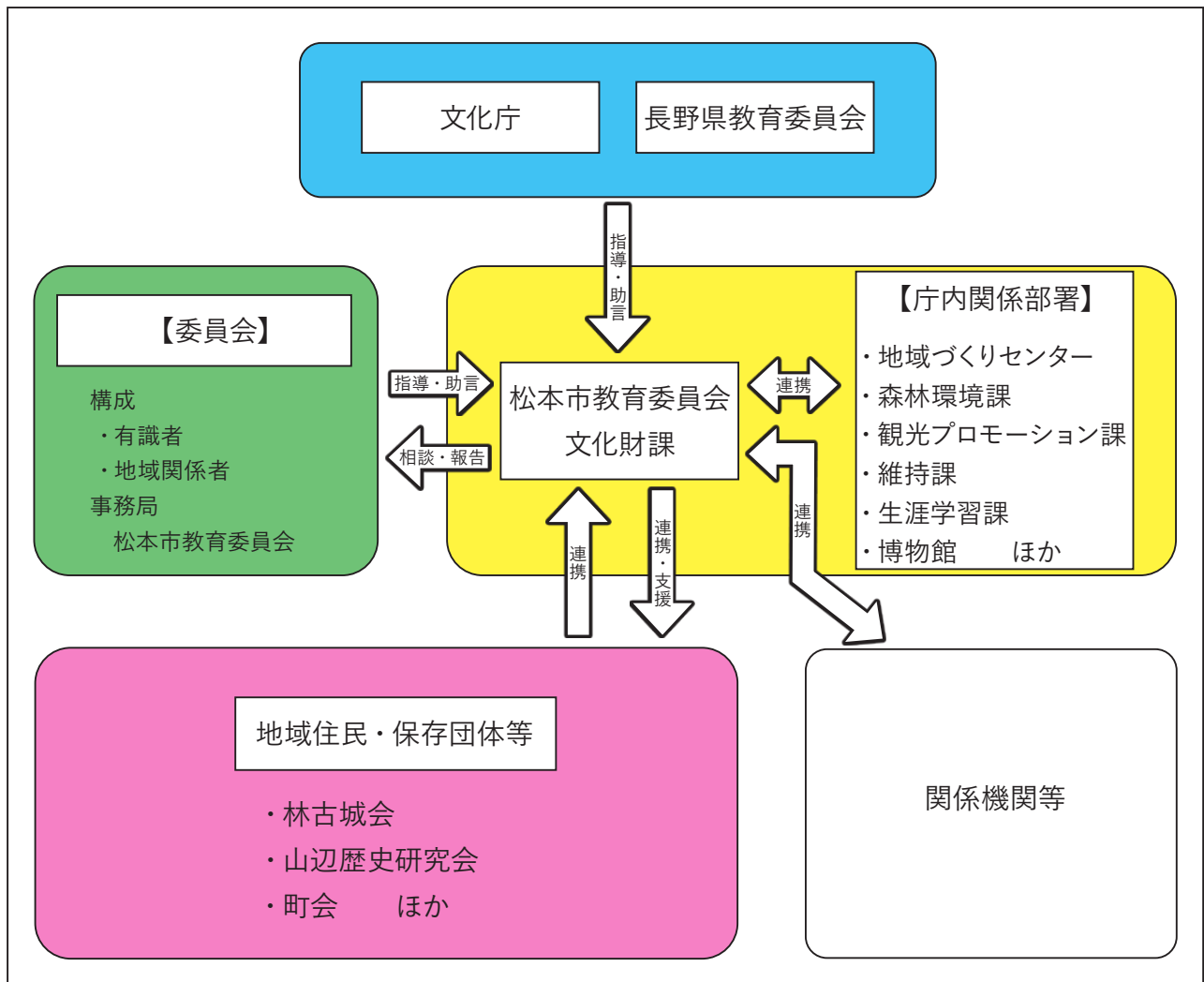
第2節 運営・体制の整備の方法

1 保存、活用、整備体制の整備

- (1) 保存、活用、整備等に関する事業の計画策定、実施については、有識者や地域関係者等からなる委員会を設置し、文化庁及び長野県教育委員会の指導助言を得ながら行います。
- (2) 史跡の日常管理や、今後の保存、活用、整備等に関する事業を行うに当たり、庁内の関係課及び関係機関と連携して、適切な保存を行える体制を構築します。
- (3) 管理団体として松本市が行っている除草や倒木処理等の史跡の管理は、土地所有者の協力を得ながら継続して行います。
- (4) 日常管理や保存、活用、整備に関する事業を行っていくため、事務局体制の充実を図るほか、必要な予算を継続的に確保します。

2 地域との協力体制の整備

- (1) 保存活用に関して、地元町会や保存団体等との連携を図り、史跡小笠原氏城跡の調査研究成果等の情報共有、連携事業等を行うほか、日常管理についても連携協力できる体制を整備します。
- (2) 市民参加型の保存、活用、整備等に関する事業の検討や、講演会等の普及公開事業を継続して行い、史跡の保存活用の機運を高める取組みを行うことで、担い手となる人材確保につなげます。
- (3) 地元町会及び保存団体等が実施する史跡の保存活用活動に対し、引き続き補助金の交付等の支援を行います。



【図 58】 運営・体制模式図

第12章 施策の実施計画の策定と経過観察

第1節 各施策の実実施計画

本計画の第7章から第12章までに定めた各施策の方向性や、方法について段階的に進めていくための実施計画を策定します。なお、計画の期間は、整備基本計画策定期間及び優先順位の高いものを短期計画とし、将来的に行う必要があるものを中・長期計画として、短期計画終了後に実施します。

各施策は、有識者や地域関係者からの指導助言、土地所有者や地元市民の意見、土地の公有化の状況等を踏まえながら実施することとし、必要に応じて計画の再検討を行います。

【表 24】 施策の実実施計画

項目 / 期間		短期					中期	長期
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9～R 13	R 14
全体	計画	整備基本計画	■	■				
		次期計画策定						計画の見直し ■
	保存	日常の維持管理・保存	■	■	■	■	■	■
		追加指定	■	■	■	■	■	■
		公有化	■	■	■	■	■	■
	調査研究	保存活用、整備に必要な調査	■	■	■	■	■	■
		本質的価値を明らかにするための調査	■	■	■	■	■	■
		周辺環境を構成する要素等に関する調査	■	■	■	■	■	■
	活用	城郭構造を体感するための活用	■	■	■	■	■	■
		学校や生涯学習の場での活用	■	■	■	■	■	■
		周辺文化財と一体となった活用	■	■	■	■	■	■
		情報発信	■	■	■	■	■	■
	整備	史跡標識及び境界標					■	■
		サイン類					■	■
		便益施設・管理施設					■	■
	運営・体制	保存、活用、整備の体制	■	■	■	■	■	■
		地域との協力	■	■	■	■	■	■

項目 / 期間		短期					中期	長期
		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9～R 13	R 14
井川城跡	整備	遺構整備					■	
		遺構表示					■	
		園路整備					■	
		排水・湧水対策					■	
林城跡	整備	遺構整備					■	
		管理通路（大城）					■	
		遺構表示・復元					■	
		遊歩道・見学路					■	
		環境整備			遺構に影響を与えている樹木等の伐採、ビューポイントの確保等			

第2節 経過観察

1 方向性

史跡の保存活用を計画的に実施するため、第7章から第12章までに定めた各施策について、計画策定後の事業の進捗状況、事業効果等の経過観察を行い、解決すべき課題や見直しの必要性を把握し、事業の適切な推進を図ります。

2 方法

(1) 自己点検表の活用

『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』を参考に作成した自己点検表(表25)を用い、事業の進捗状況等を確認し、課題や見直しの必要性の検討を行います。点検は、管理団体である松本市が実施し、結果は委員会等に報告し、今後の事業実施に活かします。

(2) 行政評価等の活用

松本市では、各課が実施している事務事業について、進捗状況や今後の方向性を検証するための行政評価を実施しています。また、年度ごとに各課の重点目標を定め、年度末にその達成状況等について検証し、議会・市民に公開しています。さらに、主要事業については、市の総合計画、実施計画に計上して実施しており、定期的な事業検証を行うこととなっています。

本計画による各施策については、こうした松本市・松本市教育委員会で実施している取組みを活用し、事業検証及び検証結果の公表を行います。

【表 25】 史跡小笠原氏城跡自己点検表

史跡等の名称		史跡小笠原氏城跡（井川城跡 林城跡）			
管理団体、所有者名		松本市（管理団体）			
実施日		記入者			
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考（現状、目的、成果等）
(1) 基本情報に関すること	史跡標識が設置されているか	1	2	3	
	境界標の設置がされているか	1	2	3	
	現地での史跡指定範囲の把握はできているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	保存活用計画書の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関すること	史跡指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	現状変更等の対象行為について、取扱方針と基準に基づく保護が図られているか	1	2	3	
(4) 管理に関すること	日常的な維持管理がされているか	1	2	3	
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	遺構のき損箇所やおそれのある箇所の把握を行っているか	1	2	3	
	石積の保存（崩落の予防措置、修理等）について検討しているか	1	2	3	
	史跡等周辺的环境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	公有地における史跡の保存活用に支障となるものについての整理を行っているか	1	2	3	
	史跡内での注意項目について喚起がされているか	1	2	3	
	定期的な見回りがされているか	1	2	3	
	条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	追加指定の検討はされているか	1	2	3	
	公有化の検討はされているか	1	2	3	

	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 調査研究に関すること	遺構の範囲、内容確認のための調査はされているか	1	2	3	
	遺構の現状記録のための調査はされているか	1	2	3	
	整備に必要な調査はされているか	1	2	3	
	調査等により、史跡の価値等の確認はできているか	1	2	3	
	史跡の本質的価値に関連する遺跡の調査を検討しているか	1	2	3	
(6) 公開、活用に関すること	公開が適切に行われているか	1	2	3	
	城郭構造（歴史的景観）を体感し、本質的価値を学び理解するための活用がされているか	1	2	3	
	学校教育での活用がされているか	1	2	3	
	生涯学習等市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	講座等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	周辺文化財と一体となった活用が図られているか	1	2	3	
	文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	パンフレットや市ホームページ等での情報発信はされているか	1	2	3	
	外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	調査研究の成果や整備の過程を発信しているか	1	2	3	
(7) 整備に関すること	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	サイン類の整備は行われているか	1	2	3	
	遺構保存のための樹木管理を行っているか	1	2	3	
	遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	修理が必要な遺構について検討を行ったか	1	2	3	
	整備後に、修理の状況を管理しているか	1	2	3	
	平面表示や復元整備において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
整備において目指すべき環境等の姿を実現できたか	1	2	3		

	整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(8) 運営・体制・連携に関すること	保存、活用、整備等に関する委員会を設置したか	1	2	3	
	運営については適切に行われているか	1	2	3	
	体制については十分であるか	1	2	3	
	他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	地域との連携は十分であるか	1	2	3	
(9) 予算に関すること	予算確保のための取組みはあるか	1	2	3	